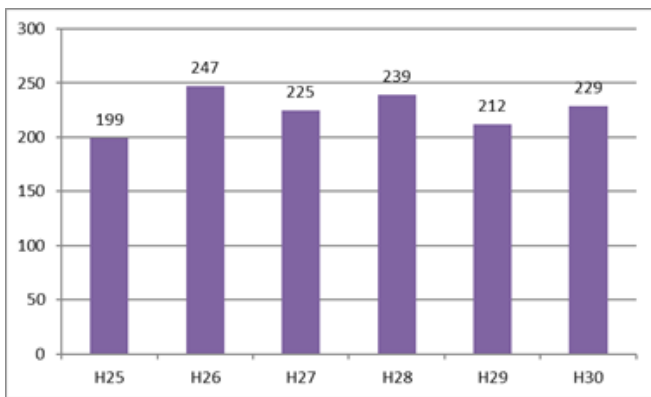


携帯電話、契約が複雑

スマートフォンを含む携帯電話の利用が全世代に広がり、生活に欠かせないツールになりつつあります。一方で携帯電話の契約後にトラブルとなるケースが多くみられます。

- ▼店舗で携帯電話を契約したらタブレットも渡され、タブレットは無料だと思っていた。しかし、利用料が高額になり調べたところ、携帯電話とタブレットの2台の契約となっていた。タブレットを解約したいが、解約料がかかると言われた。(70代・女性)
- ▼スーパーのイベントで、スマホが半額になると勧誘されて契約した。帰宅後、契約書を確認したら半額になっておらず、通信容量も少ないことが分かった。具体的な料金プランの説明は受けていない。解約したい。(50代・女性)
- ▼従来型の携帯電話のプラン変更のために携帯電話ショップに出向いたら、スマホを勧められた。簡単に使用できると言われて契約したが、使い方が分からず電話もかけられない。解約して元の携帯電話に戻したい。(70代・男性)

携帯電話の契約は、タブレット端末や光回線、電気等の複数の商品・サービスと一緒に契約することも多く、その内容も複雑です。自分が本当に必要だと思うものだけ契約し、内容が理解できない契約は断りましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた移動通信サービス（携帯電話等の移動通信及びそれらに付帯するサービス）に関する相談件数

契約後は電波状況の不具合や、契約前の説明不足等の理由で契約解除できる場合がありますが、その際、解除までに利用した通信・通話料金や有料オプションなどの利用料は支払う必要があります。

初めてスマホを購入するにあたり、操作できるか不安があれば、携帯電話会社等が開催するスマホ教室に契約前に参加できる場合もあるので活用してみましよう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。